

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年1月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100094号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100070号

第1 結論

請求者のA社B本社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年11月30日から同年12月1日に訂正し、昭和49年11月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和49年11月30日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和49年11月30日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年11月30日から同年12月1日まで

昭和47年10月5日からA社に勤務し、昭和49年11月30日に同社(勤務地はD支店)を退職したが、年金記録によると、厚生年金保険の適用を受けていた同社B本社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和49年11月30日となっているので、同喪失年月日を昭和49年12月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び請求者が所持するA社における辞令、並びに請求者が同社を退職後に勤務した事業所の前歴照会書の記載内容から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求期間当時、A社において、経理及び総務を担当していたとする者は、請求者が昭和49年11月末日まで在籍していたのであれば、同月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたと考えられる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B本社における昭和49年10月の厚生年金保険の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和49年11月30日から同年12月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和49年12月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを昭和49年11月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から昭和49年11月30日を資格喪失年月

日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合または厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100100号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100071号

第1 結論

請求者のA事業所における平成22年1月29日の標準賞与額を34万2,000円に訂正することが必要である。

平成22年1月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年1月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年1月

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する賞与に係る明細書及び賞与の振込口座に係る取引異動明細表によると、請求者は、A事業所から、平成22年1月29日に34万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から、34万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年1月29日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100117号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100074号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成18年12月20日の標準賞与額を13万4,000円、平成19年12月14日の標準賞与額を27万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年12月

A事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された平成18年分及び平成19年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、A事業所から、平成18年12月20日に13万4,470円、平成19年12月14日に27万6,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成18年12月20日は13万4,000円、平成19年12月14日は27万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日及び平成19年12月14日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100132号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100075号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成18年12月20日の標準賞与額を10万3,000円、平成19年12月14日の標準賞与額を31万2,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年12月14日

A事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された平成18年分及び平成19年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、A事業所から、平成18年12月20日に10万3,002円、平成19年12月14日に31万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成18年12月20日は10万3,000円、平成19年12月14日は31万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日及び平成19年12月14日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100111 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2100072 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 7 月

A 社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社及び同社が加入する B 健康保険組合は、当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る賞与の支給の有無については不明である旨回答しており、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、日本年金機構から提出された当該事業所の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、賞与支払日は平成 19 年 7 月 5 日と記載されていることが確認できる
ところ、同機構は、当該賞与支払届の中に請求者の名前は記載されていない旨回答している。

さらに、請求者が賞与の振込先であったとする金融機関から提出された請求者に係る普通預金口座別残高表によると、請求期間について当該事業所から賞与が振込された記録は確認できない。

加えて、請求者は、当該事業所における同僚への照会を希望していないことから、当該同僚に請求者の請求期間に係る賞与の支給状況について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100075号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100073号

第1 結論

請求期間①について、請求者の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の船舶所有者Bにおける船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の船舶所有者Cにおける船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者の船舶所有者D社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和38年3月から昭和40年7月まで
② 昭和43年12月から昭和44年4月まで
③ 昭和46年5月から同年6月まで
④ 昭和46年8月から同年10月まで

請求期間①はA又は同人の子が所有するE船舶に、請求期間②はBが所有するF船舶に、請求期間③はC(G社)が所有するH船舶に、請求期間④はD社が所有するI船舶にそれぞれ乗り組み、漁業に従事していたが、いずれも船員保険の被保険者記録がない。

請求期間①から④までの船舶所有者は、いずれもJ漁業協同組合に所属しており、乗船していたことは間違いないので、請求期間①から④までについて、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和38年又は昭和39年のいずれかの年に、夏期のK漁種シーズンである7月から12月までのうちの数か月間、A又は同人の子が所有するE船舶に乗り組み、L職としてK漁種に従事したと主張し、一緒に乗船していたとする同僚の名前を挙げている。

また、船舶所有者名簿によると、船舶所有者Aは、請求期間①(昭和38年3月から昭和40年7月まで)のうちi)昭和38年7月1日から同年12月6日までの期間及びii)昭和39年8月7日から同年12月1日までの期間について船員保険の適用船舶所有者となっていることが確認できるところ、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿によると、i)及びii)の期間において、E船舶でK漁種を行っていた旨の記載が確認できるとともに、請求者が名前を挙げた同僚は、ii)の期間に船員保険の被保険者記録が確認できることを踏まえると、請求者は、期間の特定はできないものの、船舶所有者AのE船舶に乗り組んでいたことがうかがわれる。

しかしながら、J 漁業協同組合は、船舶所有者である A 及びその子は同組合の組合員であったものの、いずれも死亡している旨回答していることから、請求者の請求期間①における乗船期間、船員保険の適用及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び陳述を得ることができない。

また、上述の請求者が名前を挙げた同僚は死亡しており、請求者の請求内容を裏付ける陳述を得ることができない。

さらに、船舶所有者 A に係る船員保険被保険者名簿により船員保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 3 人に照会し、1 人から回答を得たものの、請求者の請求内容を裏付ける関連資料や具体的な陳述を得ることはできなかった。

加えて、船舶所有者 A に係る船員保険被保険者名簿に請求者の名前はなく、船員保険被保険者証の番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものととは考え難い。

- 2 請求期間②について、請求者は、時期の記憶は曖昧であるが、B が所有する F 船舶に乗り組み、M 職及び N 職として K 漁種及び O 漁種に従事したと主張し、請求者の前年の M 職及び請求者と一緒に乗船していたとする P 職の名前を挙げている。

また、船舶所有者である B の子は、「幼少期であったことから詳細は不明であるが、父から請求者が乗船していたことを聞いたことがある。」と回答している上、船舶所有者 B に係る船員保険被保険者名簿によると、請求者が名前を挙げた前年の M 職は昭和 45 年及び昭和 46 年に、請求者と一緒に乗船していたとする P 職は昭和 46 年から昭和 47 年にかけて船員保険の被保険者記録が確認できるとともに、両人の被保険者期間において、F 船舶で K 漁種を行っていた旨の記載が確認できることを踏まえると、請求者は、期間の特定はできないものの、船舶所有者 B の F 船舶に乗り組んでいたことがうかがわれる。

しかしながら、船舶所有者である B は死亡している上、同人の子も請求期間②当時の資料は保管していないと回答しており、請求者の請求期間②における乗船期間、船員保険の適用及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び陳述を得ることはできなかった。

また、上述の請求者が名前を挙げた請求者の前年の M 職及び請求者と一緒に乗船していたとする P 職はいずれも死亡しており、請求者の請求内容を裏付ける陳述を得ることができない。

さらに、船舶所有者 B に係る船員保険被保険者名簿により船員保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 18 人に照会し、9 人から回答を得たものの、請求者の請求内容を裏付ける関連資料や具体的な陳述を得ることはできなかった。

加えて、船舶所有者 B に係る船員保険被保険者名簿に請求者の名前はなく、船員保険被保険者証の番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものととは考え難い。

- 3 請求期間③について、請求者は、時期の記憶は曖昧であるが、請求期間③（昭和 46 年 5 月から同年 6 月まで）頃のいずれかの年の 5 月から 6 月までの期間、C が所有する H 船舶に乗り組み、M 職兼 N 職として春の Q 漁種に従事したと主張している。

また、船舶所有者である C の子は、昭和 51 年 3 月より前に、請求者が H 船舶の M 職兼 N 職として Q 漁種に従事していたと聞いたことがある旨回答していることを踏まえると、請求者は、期間の特定はできないものの、昭和 51 年 3 月より前に、船舶所有者 C の H 船舶に乗り組んでいたことがうかがわれる。

しかしながら、農業用動産抵当登記によると、請求者が乗り組んだとする H 船舶は、総トン数が 6.92 トンであることが確認できる一方、船員保険法による強制被保険者は、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船員として船舶所有者に使用される者とされているところ、当初の船員法においては、総トン数が 30 トン未満の漁船の乗組員は、同法が規定する船員から除外されており、船員保険を適用することもできなかったが、その後、順次適用範囲が拡大され、総トン数が 5 トン以上 10 トン未満の Q 漁種の漁船の乗組員については、昭和 51 年 3 月から船員保険の適用が開始されている上、船舶所有者名簿によると、船舶所有者 C については、上記船員保険の適用範囲の拡大を受け、昭和 51 年 4 月 20 日に初めて船員保険の適

用船舶所有者となったことが確認できる。

また、船舶所有者であるCの子は、上述のとおり、請求者が乗船していた時期について、船員保険の適用範囲が拡大された昭和51年3月より前であったと回答している上、船舶所有者Cに係る船員保険被保険者名簿によると、船員保険の適用を開始した昭和51年4月20日以後の船舶について、H船舶より後に進水した別の船舶名が記載されていることから判断すると、請求者がH船舶に乗り組んでいた当時は、船員保険の被保険者となることができなかったと考えられる。

さらに、船舶所有者であるCは既に死亡している上、同人の子も請求期間③当時の資料は保管していないと回答しており、請求者の請求期間③における船員保険の適用及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び陳述を得ることはできなかった。

加えて、請求者は、請求期間③当時に一緒に乗船していたとするP職の名前（姓のみ）及び請求者の翌年のM職の名前を挙げているものの、船舶所有者Cに係る船員保険被保険者名簿によると、P職であったとする者が船員保険の被保険者であった記録はなく、また、請求者の翌年のM職であったとする者については、オンライン記録によると、請求期間③及びその前後の昭和45年から昭和53年までの期間に船員保険の被保険者であった記録はない。

その上、請求者が名前を挙げた上記二人については、いずれも生存及び所在が確認できないことから、請求者の請求内容を裏付ける陳述を得ることができない。

なお、請求者は、請求期間③当時、R交渉によるQ漁種はS県が管理しており、船員保険を適用していないと操業できず、漁業権がもらえなかったため、全員船員保険に加入していたはずであると主張しているが、S県の担当局は、「請求者が述べている漁業権とは、「知事の許可」のことであると考えられるが、当時から現在に至るまで、Q漁種の許可に際し、船員保険の加入状況は審査していない。」と回答している。

4 請求期間④について、請求者は、時期の記憶は曖昧であるが、50日間程度、D社が所有するI船舶に乗り組み、M職及びN職としてK漁種に従事したと主張し、請求者と一緒に乗船していたとする同僚5人の名前を挙げている。

また、船舶所有者D社の事業主の子で、同社の取締役であった者は、「M職であったかは定かでないが、請求者が昭和45年から昭和46年頃に乗船していたと聞いたことがある。」と回答している上、船舶所有者D社に係る船員保険被保険者名簿によると、請求者が名前を挙げた同僚5人は、いずれも請求期間④及びその前後の期間に船員保険の被保険者記録が確認できることを踏まえると、請求者は、期間の特定はできないものの、船舶所有者D社のI船舶に乗り組んでいたことがうかがわれる。

しかしながら、船舶所有者であるD社は既に解散している上、同社の事業主は死亡し、事業主の子も請求期間④当時の資料は保管していないと回答しており、請求者の請求期間④における乗船期間、船員保険の適用及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び陳述を得ることはできなかった。

また、上述の請求者が名前を挙げた同僚5人は、死亡しているか又は生存及び所在が確認できないことから、請求者の請求内容を裏付ける陳述を得ることができない。

さらに、船舶所有者D社に係る船員保険被保険者名簿により、I船舶において船員保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた27人に照会し、16人から回答を得たものの、請求者の請求内容を裏付ける関連資料や具体的な陳述を得ることはできなかった。

加えて、請求期間④当時、D社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、請求期間④及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた8人（I船舶において船員保険の被保険者記録が確認できる者を除く。）に照会し、5人から回答を得たものの、請求者の請求内容を裏付ける関連資料や具体的な陳述を得ることはできなかった。

その上、船舶所有者D社に係る船員保険被保険者名簿に請求者の名前はなく、船員保険被保険者証の番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、請求者は、請求期間④当時にI船舶が違法操業により検挙され、請求者の身柄についても、10日間程度、T海上保安部又はU海上保安部に拘束されていたため、両海上保安部に確認してほしいと主張しているが、両海上保安部は、いずれも当該事実は確認できないと回答している。

- 5 請求者の請求期間①から④までに係る請求内容について、J漁業協同組合、S県の担当局、V運輸支局及びW組合に照会を行ったものの、請求者の各請求期間における乗船期間、船員保険の適用及び船員保険料の控除について確認できる関連資料は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険の被保険者として請求期間①から④までに係る船員保険料を各船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。